

除染等の措置の基準の要素（案）

【1 人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 除染時の除去土壌等の飛散・流出防止
- ② 除染に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 除染時の除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

（理由・考え方）

除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要ではないか。

【2 測定による除染効果の把握】

- ① 除染実施前の空間線量率又は汚染土壌等の放射性物質の濃度の測定に基づく除染対象の特定
- ② 除染実施後の空間線量率又は放射性物質の濃度の測定による除染効果の把握

（理由・考え方）

効果的な除去に向けて対象を特定するため、また、除去前後の測定により除染効果を正確に把握するため、上記規定は必要ではないか。

【3 除染の実施方法】

- ① 効果的な除染方法の指定

例：「2で特定された別表第〇の上欄に掲げる除染等の措置の対象に対してそれぞれ同表の下欄に定める除染等の措置を講ずること」

別表第〇

除染等の措置の対象	講ずべき除染等の措置
一 土壌（裸地、農用地等）	イ 表土の削り取り ロ 表面被覆（表土と下土の入れ替え含む） ハ 耕起（10,000Bq/kg未満の土壌に限る） ニ イからハまでのほか、除染等の措置としてイからハまでと同等以上の効果があるものと認められるもの
二 草木	イ 草刈り（芝、牧草の刈り取り含む） ロ 樹木・灌木の剪定・伐採

	ハ 落葉、落枝の除去 ニ イから八までのほか、除染等の措置としてイから八までと同等以上の効果があるものと認められるもの
三 工作物及び道路	イ 高圧水等による洗浄 ロ 側溝、雨樋等の泥、草、落葉、堆積物等の除去 ハ 放射性セシウム濃集域における堆積物除去等の処理 ニ 表面の削り取り ホ イから二までのほか、除染等の措置としてイから八までと同等以上の効果があるものと認められるもの
四 その他(前三項に掲げるものを除く)	イ 放射性セシウム濃集域における堆積物除去 ロ イのほか、除染等の措置としてイと同等以上の効果があるものと認められるもの

(理由・考え方)

広範囲にわたる汚染地域を迅速に除染するため、標準的な除染方法を提示することは必要ではないか。ただし、除染に係る技術提案と効果の実証が行われている現状を踏まえ、新たな除染方法を柔軟に追加できる規定とするべきではないか。

【4 その他の事項】

① 除去土壌等の発生の抑制

(理由・考え方)

除去に係る義務的な基準ではないが、汚染土壌等の大量発生と保管・処分用地の確保に伴う困難を踏まえ、上記規定は必要ではないか。

保管の基準の要素（案）

【1 人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 保管された除去土壌の飛散・流出防止（覆土・容器に入れることを含む。）
- ② 保管に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 保管された除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

（理由・考え方）

除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要ではないか。

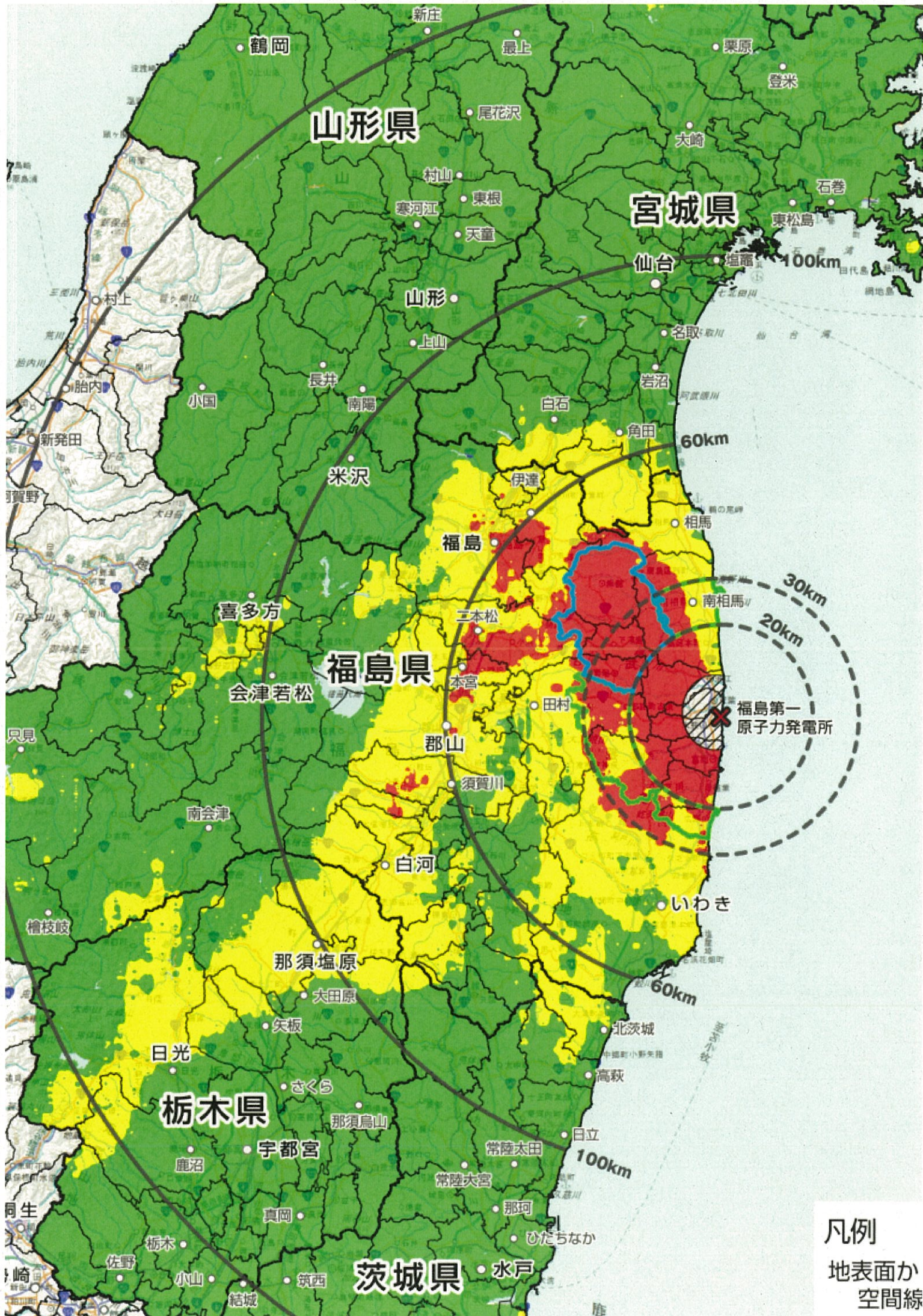
【2 保管（一時的）の観点】

- ① 保管場所であることが区別できるための措置（例：標示）
- ② 雨水等の流入を防止するための措置（例：雨水浸透防止シート等）を講ずること。
- ③ 地下水等の汚染を防止するための措置（例：遮水シート等）
- ④ 放射線防護のために必要な措置を講ずること（例：立入の防止、覆土・遮蔽等）
- ⑤ モニタリングの実施（例：線量。現場での一時的な保管を除く。）
- ⑥ 保管を行った土壌の量、収集元等の記録と当該記録の保存

（理由・考え方）

設置される施設によって、上記の要素を組み合わせたものとすべきではないか。

※ 中間貯蔵施設については、別途検討。



凡例
 地表面か
 空間線